

指定希少野生動植物種の指定(案)に対する意見とそれに対する県の考え方

1 募集期間

令和3年12月21日(火)から令和4年1月20日(木)まで

2 意見の件数

1名、24件

	意見の内容	意見に対する県の考え方
○指定(案)の全体に関するもの(4件)		
1	意見を募集する資料として、「環境省レッドリストカテゴリー」「山口県レッドリストカテゴリー」の説明掲載が必須と考えます。	いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
2	意見募集の要領(県ホームページ)では「このたび、指定希少野生動植物種の指定の案を取りまとめました」との事ですが、今回指定に至った経緯の説明が必須と考えます。	平成30年に山口県レッドリストを改訂した結果、以前と比較して絶滅のおそれの高い動植物種の数が増加し、さらなる保護対策が必要であることから、新たな指定の検討を進めてまいりました。 本指定(案)は、各生物群の専門部会において、種の生息状況や生息環境を調査した上で、専門家で構成する検討委員会で候補となる種を選定しております。 いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
3	「県内の生息地」は可能な範囲での県地図上表記資料が必要と考えます。	種によっては、具体的な生息地を明らかにすることにより盗掘等を助長することが懸念されるため、市町名、水系名のみ公表することとしております。
4	「複数の生息地で生息が確認できない状況である。」「多くの生息地が衰退し、個体数も減少している。」との事ですが、どのような調査で上記判断がなされたのかの記述、「複数」「多くの」「減少」という場合は具体的な数値の提示が必須と考えます。	本指定(案)は、各生物群の専門部会において、種の生息状況や生息環境を調査した上で、専門家で構成する検討委員会で候補となる種を選定しております。 イシドジョウは、1991年から2015年までに65箇所の生息地が確認されていましたが、2018年から2021年までの調査で

		<p>は、半数の生息地で生息が確認できておりません。ギフチョウは、2000年までに100箇所を超える地点で生息が確認されていましたが、2021年には、5箇所ほどに減少しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
○パブリック・コメントの実施方法等に関するもの（20件）		
1	<p>当該案件、1ページの資料ですが、本来であれば「環境省レッドリスト」「山口県レッドリスト」「山口県希少野生動植物種保護条例」、関係県施策等々の内容も確認の上意見すべきと考えます。その様な案件、年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計11案件実施(1/4時点)、資料数十ページにもなる案件も含むの中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は期間不足と考えます。又、本文各所に記述不足があると感じます(前述)。期間の延長、又は期間内提出意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、募集期間延長や再実施は考えておりません。</p>
2	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
3	<p>前述、当案件当時期設定理由への御返答が「県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願ひ致します。</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>

	<p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>
4	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述（期間の年末年始回避、案件集中回避）の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応（県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
5	<p>同様に、「年末年始含んだ際の期間の延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
6	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
7	<p>同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。</p>
8	<p>前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>
9	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願います。</p>

10	<p>前述御返答内容に関わらず、11 案件集中・期限通常通り 1 ヶ月での意見募集では意見提示困難です。改めて期間延長を求めます。</p>	
11	<p>県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p>	
12	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（令和 4 年 1 月 5 日の山口新聞「山口県広報」）により広報に努めました。</p> <p>大きさについては、各紙面をご確認ください。</p>
13	<p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p>	
14	<p>意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」に、「県行政で意見募集実施中（案件詳細は県ホームページ御確認）」と言った記述もありませんでした。上記の様な、僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願います。</p>	

15	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p>	
16	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	<p>県広報誌は年4回の発行となっております、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
17	<p>専門用語については「語句説明/語句解説」付記願います（再記述）。</p>	<p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
18	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の案件には「用語解説/語句説明」掲載を必須とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	
19	<p>当方、前述『パブリック・コメント/県民意見募集の案件への「用語解説/語句説明」掲載』という内容の意見をここ数年間県のパブリック・コメント/県民意見募集に出し続けております。今回当計指定(案)に「用語解説/語句説明」がない理由を明示願います。</p>	
20	<p>現在、前述のパブリック・コメント（県民意見の募集）、いずれも募集期間締切1/20で募集実施となっております。一方、感染症拡大防止のため、一部の県内自治体の自治体所有施設は臨時休業に入っております。もし、文書閲覧可能施設が一か所であれば臨時休業となっているのであれば、募集期間の延長を実施すべきと考えます。</p>	<p>本指定（案）に係る公開資料の閲覧場所は、いずれも休業しておりません。</p>